

山形県軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業の御案内

平成26年度から、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得などの発達を支援するため、補聴器購入費用の一部助成を行います。

○ 助成対象者

次の要件を全て満たす方

- ・県内に住所を有している 18 歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが、原則 30dB (デシベル) 以上 70dB (デシベル) 未満で身体障害者手帳の交付対象とならない方 (30dB 未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象となります。)
- ・補聴器の装用が必要と医師に診断された方 (※1)
- ・市町村民税所得割額 46 万円以上の者がいない世帯に属する方
- ・他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていない方



○ 実施主体 市町村 (※2)

○ 助成額

基準額の範囲内で購入費用の2/3 (県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3)

○ 対象補聴器 右表のとおり

○ 助成対象経費

- ・補聴器(本体及び付属品)の新規購入費用
- ・耐用年数(5年)経過後の更新に要する補聴器購入費用

○ 修理費(成長に伴うイヤモールド交換を含む)は助成対象としておりません。

○ 医師意見書料は利用者負担です。



○ 購入前の申請が必要です。

※1 医師意見書は、自立支援医療機関の医師若しくは身体障害者福祉法第 15 条指定医師へ記載を依頼してください。

※2 事業の実施主体は、市町村となります。各市町村により、実施時期、必要書類等が異なる場合があります。詳しくは、各市町村障がい福祉担当課にお尋ねください。

対象補聴器

補聴器の種類	1 台 (片耳) の基準額	基準額に含まれるもの
ポケット型 (軽度・中等度難聴用)	43,200 円	①補聴器本体 (電池含む) ②イヤモールド (不要の場合は、基準額から 9,000 円を除く。)
耳かけ型 (軽度・中等度難聴用)	52,900 円	
耳あな型 (既製品)	96,000 円	
耳あな型 (オーダーメイド)	137,000 円	補聴器本体 (電池含む)
骨導式ポケット型	70,100 円	①補聴器本体 (電池含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200 円	①補聴器本体 (電池含む) ②平面レンズ (不要の場合は、基準額から 1 枚につき 3,600 円を除く。)
FM型補聴器を必要とする場合、基準額に右のものを加算できます	①FM型受信機	80,000 円
	②ワイヤレスマイク (充電池含む)	98,000 円
	③オーディオチュー	5,000 円

※業者が材料仕入時に負担した消費税相当分として、基準額の 104.8/100 に相当する額を上限とします。

○申請に必要なもの

- ①申請書
- ②医師意見書
- ③見積書
- ④世帯全員の市民税額を確認することができる書類
- ⑤その他市町村が必要と認める書類

※各市町村により、必要書類等が異なる場合があります。詳しくは、各市町村障がい福祉担当課にお尋ねください。